

町田市議会政務活動費に関する
調査結果報告書

平成26年11月13日

監査法人アリア

- 目 次 -

第 1	監査の概要	1
第 2	監査の対象	1
第 3	監査の範囲	1
第 4	監査の実施日程	1
第 5	監査の実施担当者	2
第 6	監査の方法及び着眼点	2
第 7	政務活動費の概要	2
第 8	監査の結果	3
別紙	参考資料	

凡 例 (本報告においては、以下の略称を用いた。)

略称	正式名称等
法	地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）
条例	町田市議会政務活動費の交付に関する条例
規則	町田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則
ハンドブック	政務調査費ハンドブック（平成 19 年度 町田市議会事務局）
市議会	町田市議会
会派	町田市議会会派

第 1 監査の概要

財政援助団体等監査は、市が地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政的援助を与えている団体に関する監査であり、市が実施する財政援助団体等監査において、監査の専門性を高めるとともに、第三者的な立場で、客観性を保持した監査を実施することにより、市の監査機能の強化に資することを目的とする。

第 2 監査の対象

監査の対象は、次の団体に係る政務活動費とする。

- (1) 民主党・社民・ネット
 - (2) 公明党
 - (3) 日本共産党
 - (4) 志政クラブ
 - (5) 自由 民主
 - (6) まちだ新世紀
 - (7) 諸派(友井 和彦)
 - (8) 諸派(若林 章喜)
 - (9) 諸派(松岡 みゆき)
 - (10) 自由民主党
 - (11) 諸派(大西 宣也)
 - (12) 諸派(吉田 つとむ)
 - (13) 諸派(新井 克尚)
- 全13会派

第 3 監査の範囲

2013 年度(必要に応じて 2012 年度以前を含む)に執行された財政的援助(政務活動費)に係る出納その他の事務を対象とする。

第 4 監査の実施日程

平成 26 年 10 月 28 日から平成 26 年 11 月 13 日

第 5 監査実施担当者

監査責任者:公認会計士 茂木秀俊

監査従事者:公認会計士 吉澤将弘

第 6 監査の方法及び着眼点

1. 監査の方法

政務活動費に係る出納その他の事務が、法令等へのとおり適正に執行されているかどうかを主眼として監査を実施する。監査対象とする全団体(会派)に交付した政務活動費に係る関係書類を2014年10月28日から30日までの連続した3日間で、町田市役所内にて監査した。

2. 着眼点

- (1) 政務活動費の交付に関する事務が、条文等に従い適正に執行されていたか。すなわち、政務活動費の使途が政務調査ハンドブックに準じているか、添付されている資料や領収書の状況はどうか、使用状況に異常性はないか。
- (2) 政務活動費収支報告書の記載は適正か。
- (3) 政務活動費の支出の時期は適正か。(対象は2014年3月8日まで)
- (4) 領収書の宛名の記載は適正か。
- (5) 市内業者支援の観点は考慮されているか。
- (6) 政務活動費で購入した備品の管理は適正か。

第 7 政務活動費の概要

1. 政務活動費の制度概要

本市において、法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、旧条例が平成13年に制定された。条例及び規則において、会派の所属議員数に月額6万円を乗じた額を、会派に対して交付することを定めている。

この条例及び規則に基づき、市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、政務活動費の交付に関し必要な事項を定め、議員1人あたり月額6万円、年額で72万円を会派に交付している。

本市における政務活動費の交付に関する事項は、政務調査費ハンドブック(平成19年度版)で支出の適用及び留意点が定められている。

第 8 監査の結果

1. 政務活動費について

町田市の 2013 年度の政務活動費の交付状況は、13 会派に対して、その交付決定合計額は、22,980 千円であった。

これに対する支出項目は、調査活動費 5,190 千円、資料購入費 2,034 千円、広報費 4,961 千円、通信運搬費 7,842 千円、事務費 3,930 千円、その他は研修研究会議費と資料作成費合計 673 千円であり、人件費は 0 円であった。

支出合計額は、24,632 千円であり、残余金は 236 千円となった。

2. 各費目の全体的傾向

(1) 調査活動費

会派の行う調査研究活動のために要する経費であるが、その計上額は、「遠隔地への視察旅費」と、「地元での活動費となるガソリン代、駐車場代、タクシー代」が計上されている。この経費の用途及び視察の成果等について、市民に対して十分に説明責任が果たされるよう留意すべきである。なお、地方行財政全般にわたる広範な領域における調査研究は、必要不可欠なものであるため、適正な調査旅費の執行のもと、今後も有効な調査研究が行われることを期待するものである。

ガソリン代や駐車場代については、各会派ともに領収書の整理状況は概ね良好であるが、その移動費用と活動との因果関係は、現時点では明示することを要してはいない。今後、ガソリン代などは、例えば、専用車のナンバー登録や日時、距離などを記録するなどの工夫をして支出の透明性を図り、説明責任が果たせるように留意すべきという考え方もある。

(2) 資料購入費

会派の行う調査研究活動のために必要な資料の購入に要する経費であるが、その計上額は、新聞購入費、図書購入費などに充てられている。新聞図書費については、一ヶ月分の領収書のみを添付して、複数月の費用を計上している会派が散見された。

また、図書費については、その名称、部数の明示のない領収書を保管しているケースも散見された。これらは、適正な領収書の入手、管理が望まれるところである。

(3) 広報費

会派の調査研究活動、議会活動及び市の施策について市民に報告し、広報するための経費であるが、具体的には、会派の発行する広報誌の印刷代金、郵送料、新聞折込代金、ホームページ

の維持管理料などが計上されている。

領収書の保管については概ね良好であるが、会派により、その現物を添付しているところと、していないところがある。これは、サンプルとしてその広報誌などの現物を添付するほうが、説明責任を果たしやすいのではないかと感じたところである。また印刷代は、政務活動費の中で比較的多額になる場合があるので、領収書に限らず、部数、制作内容などを明らかにするためには、発注書や納品書の保管を促すことも検討すべきと考えます。

(4) 通信運搬費

会派の行う調査研究活動のために必要な通信運搬に要する経費であり、具体的には、はがき代、切手代等の郵送関連費用と、議員の電話等の通信料が計上されていた。議員の電話代等の精算についてであるが、領収書等の添付がなく、月額上限の 15,000 円にて対象期間の代金を精算するものが多数を占めていた。

これは、この方式でよいのか、あるいは原則的に領収書等を求めるのか、統一した指針を定めることが望ましいと思われる。

また、切手代等の郵便費用であるが、2000部程度分購入される会派が多くを占めるが、どの郵便物に紐づくものであるのかを明示する必要はあるものと考えます。

(5) 事務費

会派の事務運営に必要な経費であるが、具体的には、消耗品、備品の購入代に充当されている。備品については、1年以上使用し、金額 3 万円以上のものは、備品管理票を作成、整備し管理することになっているが、当該資料の提出を受けていないので、その整理状況の確認は出来なかった。その他支出に関する領収書の整理状況は概ね良好であった。

(6) 会派の会計帳簿、通帳について

今回の監査では、会派から提出のあった収支報告書について監査を行ったが、収支報告書の作成基礎となる会派の会計帳簿や預金通帳の提出はなかった。今後は会計帳簿や預金通帳の提出も求め、監査対象とすることが望ましいと考える。

(7) 収支報告書の記載方法について

収支報告書の領収書添付用紙等の記載に関して鉛筆書きのものや数字の訂正に関し訂正印の使用ないものが見られた。報告書の記載についてはボールペンの使用を励行すべきです。また、確定したものを報告書に添付するか、訂正印を用いるなどすべきです。

3. 各会派別検出事項について

(1) 民主党・社民・ネット

【支出項目】調査活動費

タクシー代、駐車場利用代などの領収書の添付された所定の領収書添付用紙の氏名記入欄に氏名未記入が散見された。誰が支出したかを明確にするため精算者の氏名は記入する必要がある。

【支出項目】資料購入費

新聞図書費について、一ヶ月分の領収書のみを添付して、複数月の資料購入費を計上していた。また、個人宛ての領収書が散見された。

領収書を必ず添付すべきである。又、領収書の宛名は会派も記入すべきである。

詳細は以下のとおり。

町田生活者ネットワーク渡部真実氏

添付の領収書が1か月分のみであるが、計上額は、複数月の計上となっている。

東京新聞 5月分の領収書、4月カラ 12月 $2,550 \text{円} \times 9 = 22,950 \text{円}$

日経新聞 1月分の領収書、1月から 2月 $4,068 \text{円} \times 2 = 8,136 \text{円}$ 計 31,086 円

河辺康太郎氏

新聞購読料平成 26年 2月 3,507 円の領収書のみで数か月分 39,482 円を計上している。

領収書が個人宛てのもとなっている。

森本誠也氏

新聞購読料平成 25年 4月分 3,925 円の領収書のみで数か月分 44,187 円を計上している。

領収書が個人宛てのもとなっている。

戸塚正人氏

新聞購読料平成 25年 6月分 3,925 円の領収書のみで数か月分 43,175 円を計上している。

領収書が個人宛てのもとなっている。

田中修一氏

新聞購読料一月分の領収書添付で複数月の計上。領収書が個人名のもとなっている。

東京新聞 3250 円 (25年 4月分) $\times 11 \text{月} + 3,250 \text{円} \times 8/31 = 36,588 \text{円}$

読売新聞 3925 円 (25年 4月分) $\times 11 \text{月} + 3,925 \text{円} \times 8/31 = 44,187 \text{円}$

佐藤和彦

新聞購読料一月分の領収書添付で複数月の計上。領収書が個人名のもとなっている。

朝日新聞 3,925 円 (25年 4月分領収書)、新聞赤旗日曜版 800 円 (25年 4月分)

計上額は 53,193 円。

支出項目【広報費】

領収書宛名が河辺康太郎氏個人となっている支出があった。支払先は㈱グラフィック竹田工場。京都府京都市伏見区の子会社への136,590円の領収書。

領収書に部数、単価の明示がなく、対価の妥当性の確認ができなかった。発注書や納品請求書も添付すべきと思われる。

また、京都の子会社への発注に関して、業者選択の適否の理由が記載なく、その妥当性を確認できなかった。業者選択の理由を別途、明記すべきと思われる。

支出項目【広報費】

ポスティング代について、領収書の宛名は会派宛てであったが支出金額のみの領収書があった。町田市の有限会社アスク（代表中野武）へのポスティング代149,406円（2・3月分）等の支出。

前後の領収書から政務活動紙のポスティング代と推察するが、どのような目的のポスティングで、部数、単価等の明記がなく不明瞭であった。発注書や納品請求書を添付すべき。

支出項目【通信運搬費】

電話代（固定電話など、支払先はNTT、ドコモ、AU等とし）は、議員の一人につき、一律15,000円を各、活動期間により算出し、2014年3月28日付の支払証明書を添付し支出の証明としている。領収書を添付し実費請求とすべきである。

内訳は以下のとおり

田中氏	11と8/31か月=168,870円
谷沢氏	11と8/31か月=168,870円
齋藤氏	7と8/31か月=117,500円
河辺氏	11と8/31か月=168,870円
戸塚氏	11と8/31か月=168,870円
わたべ氏	11と8/31か月=168,870円
佐藤氏	11と8/31か月=168,870円
森本	11と8/31か月=168,870円
計	1,299,590円

(2) 公明党

支出項目【事務費】

25年度の政務活動費として計上時期に問題のある事務費

富士ゼロックスのコピー機の利用代金4,814円について、領収書日付は、平成25年4月1日の領収書となっていたが、実際の利用期間は2013年2月1日～平成25年2月28日利用分で、口座引き落とし日は平成25年3月25日であった。

支出項目【事務費】

領収書が川畑氏の個人名のあて名の支出があった。

25年4月27日封筒代2,870円、25年5月23日事務用品費1,596円

支出項目【事務費】

以下の支出は、政務活動費としての必要性の明示がなく事務費として適しているか不明であった。

ハンドマイク一式購入代70,100円。型式ER-2830W、WTU-1720、W17-1220。平成26年3月4日付領収書、関電産業(株)(083-250-8808)という山口県下関市の会社から購入。

また、下関の会社から購入したかの業者選択の適否の明示がなく、地域活用の観点で支出先の適否の妥当性が確認できなかった。

備品管理状況について

事務費にはパソコン、ハンドマイク等の購入代含むが備品の整理票の添付がなく、備品管理の状況が確認できなかった。

支出項目【通信運搬費】

通信運搬費1,013,220円のうち、

電話代(固定電話、携帯電話、ファクシミリ代、インターネット回線使用料、支払先はNTT、等とし)は、議員の一人につき、一律15,000円を各、活動期間により算出し、2014年4月7日付の支払証明書を添付し支出の証明としている。領収書を添付し実費請求とすべきである。内訳は以下のとおり。

川畑一隆 11と8/31か月=168,870円

宮坂けい子 11と8/31か月=168,870円

上野孝典 11と8/31か月=168,870円

浅見美子 11と8/31か月=168,870円

おく栄一 11と8/31か月=168,870円

山下てつや11と8/31か月=168,870円

計1,013,220円

支出項目【資料購入費】

新聞図書費について、一ヶ月分の領収書のみを添付して、複数月の資料購入費を計上していた。また、個人名宛ての領収書が散見された。

領収書を必ず添付すべきである。又、領収書の宛名は会派も記入すべきである。

詳細は以下のとおり。

宮坂けい子氏

新聞購読料2誌分7,594円の領収書のみで数か月分83,534円を実績報告している。領収書の日付25年8月分。領収書が個人。

浅見美子氏

新聞購読料3,925円の領収書のみで数か月分43,175円を実績報告している。領収書の日付25年4月分。領収書が個人。

川畑一隆氏

86,324円の計上。新聞購読料2誌分7,849円の領収書のみで8か月分62,792円を実績報告している。領収書の日付25年4月分。領収書が個人。また、新聞購読料2誌分7,844円の領収書のみで3か月分23,532円を実績報告している。領収書の日付25年8月分。領収書が個人。加えて、新聞赤旗25年4月の3,400円の領収書により、11か月分37,400円を計上。個人のあて名の領収書。

奥栄一氏

新聞代3,925円の領収書25年9月分で44,187円計上。個人名あて領収書。

山下哲也氏

新聞代5,645円の領収書25年9月分で43,175円計上。個人名あて領収書。

(3) 日本共産党

支出項目【広報費】

町田市議団ニュース、5,8月、12月号計 1,316,553円

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2 03-3497-0531

あかつき印刷(株)の領収書

領収書に部数、単価の明示がなく、対価の妥当性の確認ができなかった。

また、地域活用の観点で支出先の適否の妥当性が確認できなかった。

支出項目【広報費】

ホームページ更新管理料180,000円/年、レンタルサーバ代9,700円/年
計189,700円計上。

デザイン事務所いずみと代表水戸泉（町田市会社）への支出。

ハンドブックではホームページ代は、議員一人あたり実費の1/2となっているが実費全額計上している。

(4) 志政クラブ

支出項目【資料購入代】

新聞購読が7ヶ月分計上されているが、この領収書が1ヶ月分のみ添付しており、残りの6か月分の添付がなされていない。残りの支出分の領収書も添付すべき。

支出項目【資料購入代】

1月分の領収書で7か月分を計上60,550円。個人名宛ての領収書

支出項目【通信運搬費】

電話代（固定電話、携帯電話、ファクシミリ代、インターネット回線使用料、支払先はNTT、等とし）は、議員の一人につき、一律15,000円を各、活動期間により算出し、日付記入なし、熊沢氏代表の支払証明書を添付し支出の証明としている。領収書を添付し実費請求とすべきである。

内訳はいかのおり

7か月＝105,000円×3人分計315,000円

支出項目【通信運搬費】

平成25年4月-11月支出したはがき代他計、516,325円を計上している。

どのような内容のはがきを出したか不明。送付物は証拠として添付することが望ましい。

支出項目【事務費】

事務費として(株)ケレスに対し、335,580円(5月17日と9月5日支出の計)の銀行振り込み処理のご利用明細票(領収書なし)により事務費を計上している。領収書を入手すべきである。

また、メモ書きで、封筒の記載があったが、部数、単価の明示がなく、対価の妥当性の確認ができなかった。発注書や納品請求書も添付すべきと思われる。

内訳は以下のとおり。

25年5月支払、135450円（2件）振込先：(株)ケレス、依頼者：熊沢あやり。

9月5日支払、200,130円（3件）振込先：(株)ケレス、依頼者：熊沢あやり。

(5) 自由 民主

支出項目【資料購入費】

新聞購読料について、7か月分(1名は6ヶ月)の金額が計上されているものの、領収書の添付は1か月分のみである。これは支出対応分の領収書の添付が望まれる。

支出項目【調査活動費】

いわせ和子氏の(株)高山商店へのガソリン代にPONTAカード、エネオスへはTカードと、ポイントが加算されるカードの利用が見受けられる。

支出項目【資料購入費】

カメラのキタムラへの支払 2013年5月3日 6,615円、2013年8月9日 2,457円の領収書が添付されているが、内容の記載がない。

2013年8月9日、日本政策研究センターへ 7,000円領収書が添付されているが、内容の記載がない。政務活動費であることと明示が必要。

支出項目【事務費】

・ヤマダ電機での 2013年4月24日 FAX 消耗品購入 2015円、2013年7月28日 FAX 消耗品・インク購入 6,630円について、ポイントが付与されている。

支出項目【調査活動費】

調査活動費に行政視察旅行代のキャンセル料 23,760円含まれていた。

政務活動に要した必要として適しているかは疑問。

平成25年8月29日付トップツアー(株)の領収書。行政視察旅行代 277,300円の支出。活動報告書によると、参加者佐藤氏、三遊亭氏、いわせ氏の3名で、7月23日—7月25日に千葉市と北海道釧路市への調査が行われた。当初の見積書によると、当初4名で申込み6月25日に344,960円支払が支払われたが、7月20日付で1名キャンセルとなり、パッケージキャンセル料 23,760円(パッケージ料金の30%)が発生したものの、最終的に、旅行代は277,300円となった。

支出項目【調査活動費】

上記の旅費にも関連するが、タクシー領収書として、15640円が支出され計上されている。上記の旅費にも関連するが、羽田空港から町田への帰途。7月25日18時28分。誰が精算したか記入なし。旅行代には帰りの運賃は含まれていない。旅行参加の3名が利用したものと推察されるが、通常料金より高いと考えられ、政務調査費に適しているかは疑問。

また、7月23日付領収書として、東京→千葉間の東日本旅客鉄道の乗車件類代3,000円×2枚=6,000円が計上されているが、行きの運賃はパッケージ料金に含まれているようであったが別途、計上されていた。計上理由と精算者が明記されておらず、不明であった。

支出項目【新聞購読料】

大西氏個人領収書

25年8月分2,950円で7か月分計上20,650円

小野寺氏（三遊亭氏）

25年7月領収書

朝日新聞

3925円を元に7か月分計上（4・10月）27,475円

個人あて領収書

三遊亭氏

25年10月領収書

読売新聞

3925円を元に7か月分計上（4・10月）27,475円

個人あて領収書

岩瀬和子氏

25年4月領収書

朝日新聞

3560円を元に6か月分計上21,350円

個人あて領収書

佐藤氏

25年10月領収書

朝日新聞

3507円を元に7か月分計上24549円

個人あて領収書

2013年4月分800円を元に7か月分5,600円計上

支出項目【資料購入費】

以下の図書購入は領収書のみで購入図書の名称、冊数、単価の明記なかった。

教育公論社への支出3点、領収書のみ。

9月11日41,580円教育資料、6月24日15,750円日本教育新聞

9月11日7875円日本教育新聞

(株)二ホン・ミック社への支払い、ゆうちょ利用明細。

9月13日63720円新聞切り抜き。

支出項目【通信運搬費】

単月の利用明細の金額をもとに複数月の通信運搬費を計上。領収書を添付すべき。

三遊亭氏92491円。4月～10月分、2回線（自宅と携帯）

佐藤氏59,612円。6月～10月分、1回線、

他2名も同様。

(6) まちだ新世紀

勘定科目【広報費】

2013年10月31日に、タイヨー印刷株式会社へ印刷代として210,000円計上しているが、タイヨー印刷株式会社は、神奈川県相模原市中央区上溝の会社である。地域経済対策の観点として、市内業者の活用が望ましいと考えられる。また、見積書や納品請求書を添付すべき。

勘定科目【通信運搬費】

支払証明書(第9号様式(第10条関係))にて、支払先はNTT他、事由は固定電話代・携帯電話代・ファクシミリ代・インターネット回線使用料を通信費として315,000円が計上されているが、内訳の別紙が15,000円×7か月=105,000円が3議員分記載されているのみであり、領収書が添付されていない。そのため実際に支払われた相手先、金額、日時を確認することができない。

また、この7か月に、3月分が含まれていた場合、会派の任期である3/8までの按分計算が必要になると思われる。

支出項目【通信運搬費】

領収書9月24日、区内特別基(定)郵便代2,187通ほか計142,715円
送付物の明示なく不明。政務活動に支出されたかの確認のため送付物は添付すべき。

支出項目【通信運搬費】

電話代(固定電話、携帯電話、ファクシミリ代、インターネット回線使用料、支払先はNTT、等とし)は、議員の一人につき、一律15,000円を各、活動期間により算出し、

11月10日付支払証明書を添付し支出の証明としている。領収書を添付し実費請求とすべきである。3人分 7か月＝105,000円計315,000円

(7) 諸派 (友井 和彦)

支出項目【調査活動費】

調査活動費の領収書添付用紙の記入等に訂正が見られるが、訂正印の使用がない。確定したものを報告書に添付するか、訂正印を用いるなどすべきである。

支出項目【資料購入費】

読売新聞と朝日新聞の購読代2か月分計15,700円。1か月分計7,850円の領収書添付しかない。領収書のあて名が個人名となっている。

議会政策他関係の図書3冊購入代6,500円。領収書宛名が個人名となっている。

支出項目【通信運搬費】

通信費（固定電話、携帯電話代、ファクシミリ代、インターネット回線使用料として、NTT等に支払）について会派代表者の支払証明書のみ（証明日記載なし。）で領収書の添付なし。

15,000円×2か月分＝30,000円

領収書は添付すべき。

(8) 諸派 (若林 章喜)

支出項目【調査活動費】

2013年4月8日 雑誌(東洋経済)購入費690円について、調査活動費に計上されているが、資料購入費に計上することが望ましい。

支出項目【調査活動費】

2013年4月11日町田市忠生市民センター 施設利用料700円が調査活動費に計上されているが、研修・研究・会議費に計上することが望ましい。ただし当該施設が駐車場であれば問題ない。

支出項目【調査活動費】

2013年6月13日「さがみ縦貫道路(圏央道)及び津久井広域道路を促進する議員連絡協議会会費」1,000円が調査活動費に計上されているが、研修・研究・会議費に計上することが望ましい。

支出項目【資料購入費】

2013年11月14日 有限会社エイディースタッフへの封筒印刷代45,000円が資料購入費に計上

されているが、資料作成費として計上することが望ましい。

支出項目【資料購入費】

2013年10月30日 アマゾンにて「コクヨ カラーレーザー&インクジェットプリンタ用はかどりラベル A4 24面20枚」3,795円を資料購入費に計上しているが、事務費として計上することが望ましい。

支出項目【通信運搬費】

支払証明書(第9号様式(第10条関係))にて、支払先NTT等、事由電話インターネット代、内訳を別紙として105,000円が計上されているが、内訳の別紙が15,000円×7か月=105,000円と記載されているのみであり、NTT等からの領収書が添付されていない。そのため実際に支払われた相手先、金額、日時を確認することができない。

また、この7か月のうちに、3月分が含まれていた場合には、13年度の会派の任期は2014年3月8日までであるため、3月分15,000円のうち、8日/31日の3,870円分のみを計上することが望ましい。

(9) 諸派 (松岡 みゆき)

支出項目【調査活動費】

調査活動費112,321円のうち、ガソリン代(自家用車の燃料費)計89,341円。

支出期間4月～11月8か月分でハンドブックの年12万以内の基準から照らすと、8か月分で、9,341円過大ということになる。

支出項目【研修・研究・会議費】

年会費を5000円計上。25年8月15日。領収書宛名が個人名。

支払先は草奔全国地方議員の会、杉並区高円寺南

支出項目【資料購入費】

産経新聞の購読代7か月分計20,650円を資料購入費として計上。6月分2950円の領収書添付しかない。領収書のあて名が個人名となっている。

議会政策他関係の図書3冊購入代6,500円。領収書宛名が個人名となっている。

支出項目【事務費】

領収書のあて名未記入のもの13件。計164,356円。

このうち以下の備品の購入が含まれる。

ノートパソコン 64,800 円 (税抜)、一眼デジカメ 29,700 円 (税抜)

支出項目【事務費】

事務費に備品の購入が含まれ、備品管理状況も確認の必要あるが、備品整理票が添付されていないため、備品の管理状況は確認できなかった。

(10) 自由民主党

支出項目【資料購入費】

新聞購読料について、3か月分の金額が計上されているものの、領収書の添付は1か月分のみである。これは支出対応分の領収書の添付が望まれる。

支出項目【通信運搬費】

各議員の電話代が一人当たり月額 15,000 円計上されており、これについて政務調査費ハンドブックの第 9 号様式の支払証明書が作成されている。金額は、設定された上限金額であるが、これに係る領収書等は添付されていない。これについては、今後、この運用でよいのか、領収書を求めるのか明確にルール付けをされることが好ましいと思われます。

支出項目【資料購入代】

岩瀬和子氏、新聞代 3,560 円の領収書 25 年 12 月分で 3 か月分 10,680 円計上
個人名あて領収書。ほか 2 名の同様の計上方法

支出項目【通信運搬費】

12 月～1 月に郵便代、計 967,110 円を支出。領収書のみで、送付物不明。
政務活動費として必要な経費であることを明示するため、どのような送付物を送付したか現物などを添付すべき。

支出項目【通信運搬費】

電話代(固定電話、携帯電話、ファクシミリ代、インターネット回線使用料、支払先は NTT、等とし)は、議員の一人につき、一律 15,000 円を各、活動期間により算出し、2014 年 3 月 31 日付の支払証明書を添付し支出の証明としている。領収書を添付し実費請求とすべきである。

15,000 円×9 名 3 か月 = 45,000 円×9 名計 405,000 円

支出項目【事務費】

自由民主党熊沢あやり氏宛ての領収書平成25年12月27日156,220円支出。
町田市の弘文堂より購入。コピー用紙代であるが、領収書に部数、単価の明示無く対価の
妥当性を確認できなかった。見積書や納品請求書を添付を検討すべき。

支出項目【通信運搬費】

電話代(固定電話、携帯電話、ファクシミリ代、インターネット回線使用料、支払先はNTT、
等とし)は、議員の一人につき、一律15,000円を各、活動期間により算出し、20
14年4月4日付の支払証明書を添付し支出の証明としている。領収書を添付し実費請求
とすべきである。

15,000円×11と8/31か月=168,870円×5名計844,350円

(11) 諸派 (大西 宣也)

支出項目【通信運搬費】

通信運搬費として、2014年1月6日に合計2,015通、127,672円の郵送料が計上されている。こ
れらが領収書に、目的の記載が領収書にないため、広報費や、政党の活動に属する経費、選挙
活動に伴う経費への該当の有無は、確認できていない。

送付物は、政務活動費として説明できるように送付物は添付すべき。

支出項目【事務費】

ノジマ電気にて、プリンターのインク等の購入をされておりますが、ノジマ電気からポイントの付与が
されている。金額としましてはかなり小さい金額となりますが、ポイントに関する取扱いを、定めら
れてもよいかと思われる。

参考に、他市であるさいたま市議会の政務活動費の用途運用指針(平成25年4月改定)では以下
のように定められている。

ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用を認められません。(家電
量販店等、ポイント還元サービスを行っている店で物品を購入する場合には、ポイントカードや会
員カード等は利用せず、現金で支払うこととします。)支払時にやむを得ずポイントが付与された場
合は、支出金額からポイント分を差し引かなければなりません。

※その金額を値引き分として現金換算し、額面の金額から減額する必要があります。

(12) 諸派 (吉田 つとむ)

支出項目【調査活動費】

収支報告書での調査活動費の計上額は、46,810円であるが、調査活動費の領収書等の合計額が70,887円と、24,077円実際の支出の方が多くなっている。差額は、自己否認したものと思われ特に問題としないが、理由の明記なく、経緯は不明。なお、政務活動費全体で余剰が出たため、政務活動費残余金 87,539円が返納されている。

支出項目【通信費】

支払証明書(第9号様式(第10条関係))にて、支払先はNTTファイナンス・JCOM、事由は固定電話・携帯電話・ファクシミリ・インターネット回線使用料、内訳を通信費として48,870円が計上されているが、内訳の別紙が15,000円×3か月=45,000円、15,000円×8/31か月=3,870円と記載されているのみであり、領収書が添付されていない。そのため実際に支払われた相手先、金額、日時を確認することができない。

(13) 諸派 (新井 克尚)

支出項目【研修・研究・会議費】

研修・研究・会議費として6,400円計上されているが、すべて駐車場代(領収書7枚)であり、使用目的はすべて会議であるが、調査活動費として計上することが望ましい。

支出項目【通信運搬費】

支払証明書(第9号様式(第10条関係))にて、支払先はNTT・JCOM・nifty・au、事由は電話代・インターネット回線を通信費として48,864円が計上されているが、内訳の別紙が15,000円×3か月=45,000円、15,000円×8/31か月=3,864円と記載されているのみであり、領収書が添付されていない。そのため実際に支払われた相手先、金額、日時を確認することができない。

また、15,000円×8/31=3,864円となっているが、計算すると、3,870円になる。

支出項目【通信運搬費】

通信運搬費として、2014年1月14日に合計2,901通、279,825円、2014年2月14日に88通、7,920円の郵送料が計上されている。これらが領収書に、目的の記載が領収書にないため、広報費や、政党の活動に属する経費、選挙活動に伴う経費への該当の有無は、確認できていない送付物は、政務活動費として説明できるよう送付物は添付すべき。

以上

参 考 資 料

- 1 町田市議会政務活動費の交付に関する 条例
- 2 町田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則
- 3 政務調査費ハンドブック(平成19年度 町田市議会事務局)